

機械学習による画像判別ソリューションサービス ご利用規約

本サービスは、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が、法人若しくはそれに準ずる団体又は営利を目的とする個人（以下「法人等」といいます）に対して、機械学習による画像判別ソリューションを提供するサービス（以下「本サービス」といいます）です。本サービスをご利用いただく方は、この「機械学習による画像判別ソリューションサービスご利用規約」（別途弊社が定める本サービスに関する諸規定等を含み、以下「本規約」といいます）を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第1条（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「契約者」とは、本規約に同意のうえ、本サービスを利用する法人等をいいます。
- （2）「情報等」とは、本サービス上で保存、発信及び登録される契約者に関する画像、映像、商号、住所、担当者名、メールアドレス等の情報の総称をいいます。
- （3）「利用契約」とは、契約者が本規約に同意することで弊社と契約者との間で成立する本サービスの利用に関する契約をいいます。

第2条（本サービス）

1. 利用契約は、法人等が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申込みをなし、弊社が当該法人等の申込みを承諾した時点をもって成立するものとします。
2. 弊社は、次のいずれかに該当する場合、前項に定める申込みを拒絶することができるものとし、その場合、その旨を法人等に対して書面又は電子メールにて通知するものとします。なお、弊社は、当該拒絶に関して何らの責任を負わないものとします。
 - （1）本サービスの利用申込みに関する弊社への届出事項に虚偽の記載又は必要事項の記入漏れがある場合。
 - （2）法人等が指定した指定口座について、収納代行会社又は金融機関等により利用停止処分等を受けている場合
 - （3）過去又は現在を問わず、本サービスを含む弊社が提供するサービスに関する利用契約を解除され、若しくはこれらのサービスの提供を停止された場合、又はその虞がある場合。
 - （4）過去又は現在を問わず、本サービスを含む弊社が提供するサービスに関する債務の履行が滞った場合、又はその虞がある場合。
 - （5）法人等のうち個人事業主が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていない場合。
 - （6）第17条の定め違反する場合、又はその虞がある場合。
 - （7）本サービスに関連するサーバ、設備、端末、ソフトウェア等の運用若しくは保守が技術上著しく困難になる場合又はそのおそれのある場合。
 - （8）その他、本サービスを提供することが不適切又は不都合であると弊社が判断した場合。
4. 本サービスの内容、利用料金、利用開始日、本サービスの提供を受けるために必要なシステムの動作条

件、その他詳細については、別途弊社が定める本サービスに関する諸規定等により、契約者に提示されるものとし、契約者は本規約に従い本サービスを利用するものとします。なお、当該諸規定等の定めと本規約の定めが異なる場合は、当該諸規定等の定めが優先して適用されるものとします。

5. 契約者は、カメラ、コンピューター端末、通信機器、通信回線その他契約者が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境を自らの費用と責任で調達、保持及び管理するものとします。
6. 弊社は、契約者に対して事前に通知することなく、本サービスの内容の一部を変更又は追加することができるものとします。

第3条（有効期間）

1. 利用契約は、前条第1項に基づき、利用契約が成立した日から有効とします。
2. 契約者は、弊社所定の解約申込書に必要事項を記載し捺印したうえで、当月25日まででかつ弊社の営業日に弊社に申し出た場合、弊社が当該申出を受付けた日の属する月の末日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、当月26日以降に当該申出があった場合は、当該申出を受付けた日の属する月の翌月末日をもって利用契約を解約することができるものとします。
3. 弊社は、利用契約の有効期間中であっても、解約日の30日前に書面又は電子メールにて契約者に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。

第4条（本規約の変更等）

1. 弊社は、弊社が契約者に対して、本サービスのウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）上又は弊社が適当と判断する方法にて告知することにより、本規約を適宜変更することができるものとします。
2. 契約者は、弊社に対して、前項の通知又は告知の日から起算して8日以内に利用契約の解約を書面又は電子メールにて通知しない限り、前項の変更について承諾したものとみなします。

第5条（届出事項の変更）

契約者は、本サービスの利用申込みに関する弊社への届出事項に変更が生じた場合、直ちに書面にて変更内容を弊社に通知するものとします。当該通知の懈怠により、弊社が行った通知又は送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第6条（利用料金）

1. 契約者は、本サービスの利用料金として、弊社が別途定める金額を弊社が別途定める方法にて支払うものとします。
2. 利用料金は、月毎に定められるものとし、当該利用料金の課金開始日は弊社が別途定めるものとします。なお、本サービスの利用開始日又は終了日が、月の中途であった場合でも、日割計算は行わず、契約者は当該月の利用料金全額を支払うものとします。

第7条 (ID等の管理)

1. 弊社は、書面又は電子メールにて契約者に通知することにより、契約者が本サービスを利用するうえで必要となる本サービス専用のパスワードやその他の符号（以下「パスワード等」といいます）を、契約者に対して貸与するものとします。
2. 契約者は、パスワード等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. パスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
4. 契約者は、パスワード等の失念、漏洩、毀損、紛失等があった場合、又はパスワード等が第三者に不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第8条 (著作権の帰属)

1. 契約者の本サービスの利用に基づき、弊社が契約者に提供する各種情報について、その著作権等を含む一切の知的財産権は、弊社又は弊社にこれらの情報の利用を許諾した第三者に帰属するものとします。
2. 情報等に関する著作権は、当該著作物たる情報を創作した著作者又は著作権者、その他正当な権利を有する者に帰属するものとします。

第9条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスを通じて、以下に定める禁止事項に該当する行為又は該当するおそれがある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 第三者又は弊社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為。
 - (3) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉・信用を毀損する行為。
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為。
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - (7) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為。
 - (8) 公職選挙法に違反する行為。
 - (9) 弊社のサービス、又は第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
 - (10) 無断で第三者に勧誘のメールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、若しくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - (11) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。
 - (12) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (13) 本規約等に違反する行為。

- (14) 法令若しくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、又は第三者に不利益を与える行為。
 - (15) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (16) 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為。
 - (17) その他、弊社が不適切と判断する行為。
2. 弊社は、本サービスを通じて行われた本サービス上での情報等の保存、発信及び登録が、前項各号で定める禁止事項のいずれかに該当し、若しくは該当するおそれがある場合、又はその他の理由で不適当であると判断した場合は、弊社の判断により、弊社が適当と判断する方法にて契約者に事前に通知したうえで、以下の措置を行うことができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、弊社が適当と判断する方法にて事後すみやかに通知することにより、以下の措置を行うことができるものとします。
- (1) 契約者に対して、契約者が保存、発信又は登録した情報等を表示しないことの要求。
 - (2) 契約者が保存、発信又は登録した情報等を削除する措置の実施。
 - (3) 本サービスの利用の停止。

第10条（契約者の責任）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり本規約を遵守するものとします。また、契約者は、本規約の遵守について別途弊社の指示があった場合は、これに従うものとします。
2. 契約者は情報等に関して生じた一切の紛争等を、自らの費用と責任をもって解決するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。
3. 契約者は、情報等に関して、弊社を含む第三者に損害が生じた場合、自らの費用と責任をもって、当該損害を賠償するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。

第11条（免責）

1. 弊社は、別途定める場合を除き、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、契約者の本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は契約者が負うものとします。
2. 弊社は、本サービスに含まれる知的財産権その他法令上の権利について、いかなる責任も負わないものとします。
3. いかなる場合においても弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める契約者に生じた損害については一切責任を負わないものとします。
 - (1) 弊社の責めに帰すべからざる事由から生じた損害。
 - (2) 弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害。
 - (3) 情報等の消失、改ざん、流出、毀損等による損害を含む、逸失利益。
 - (4) 第三者からの請求等により生じた一切の損害。
4. 弊社は、契約者が本サービス上に保存、発信又は登録した情報等を弊社所定の形態に変換することがあり、そのため情報等に品質劣化が生じたとしても、その責を負わないものとします。
5. 前三項に加えて、契約者は以下の点について、事前に承諾するものとします。

- (1) 本サービス提供の為に必要となるサーバ等の設備の運営に負荷がかかる等、弊社が管理上必要と判断した場合、弊社は契約者の利用資格の全部又は一部を停止又は失効させることができ、且つ当該本サービス上に保存、発信又は登録された情報等の全部又は一部を表示しないことができること。
 - (2) 前号に定める情報等、その他本サービスに関する一切のデータの消失又は毀損等について、いかなる場合においても、弊社は一切責任を負わないこと。
6. 弊社の責に帰すべき理由により契約者が本サービスを全く利用できないために当該契約者に損害（以下「本件損害」といいます）が発生した場合、弊社は、当該契約者が本サービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算する当該契約者の本サービス利用不能時間数が、当該利用不能時間が属する月の全時間に対して占める割合（以下「利用不能割合」といいます）に応じて、当該月における本サービスの利用料金を、以下の表に従って減額するものとします。なお、契約者は、当該減額を除いては、本件損害に起因するいかなる損害賠償も弊社に対して請求することができないものとします。

利用不能割合	減額料金
0.05%以上1%未満	利用不能時間が属する月の利用料金の10%
1%以上	利用不能時間が属する月の利用料金の30%

7. 本サービスの提供に関連して弊社が契約者に対して賠償する金額は、弊社の責に帰すべき事由による損害であっても、また契約責任、不法行為その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して、直近1年間に弊社が本サービスの対価として当該契約者から受領した金額を超えないものとします。

第12条（本サービスの中断又は中止）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとします。
 - (1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。
 - (2) 本サービス、その他本サービスに関連して弊社が運用若しくは管理するサーバ、設備等の保守を定期的又は緊急に行う場合。
 - (3) 本サービス、その他本サービスに関連して弊社が運用又は管理するサーバ、設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他本サービスを提供できない事由が生じた場合。
 - (4) 本サービスに含まれる第三者が提供するサービスの全部又は一部が変更、中断又は中止された場合。
 - (5) 本サービスに関する弊社と第三者との契約条件上、本サービスの全部又は一部を変更、中断又は中止せざるを得ない場合。
2. 弊社は、前項各号の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止する場合、自らが適当と判断する方法で事前に契約者に対して告知するものとします。ただし、緊急の場合、弊社は、かかる通知又は告知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとします。

3. 弊社は、本サービスの全部又は一部の提供の中断又は中止によって生じた契約者及び第三者の損害につき、一切責任を負わないものとします。

第13条（権利義務の譲渡）

1. 弊社は、利用契約及び利用契約に関連して発生する弊社の権利義務の全部又は一部を、弊社が指定する第三者に対して譲渡することができるものとし、契約者は、予めこれに同意するものとします。
2. 契約者は、弊社の書面による事前の承諾なくして、利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保の目的に供してはならないものとします。

第14条（再委託）

弊社は、利用契約及び本サービスに関連する業務の全部又は一部を、弊社が指定する第三者に対して自由に再委託することができるものとし、契約者は、予めこれに同意するものとします。

第15条（秘密保持）

弊社及び契約者は、利用契約又は本サービスに基づき知り得た相手方の業務上若しくは技術上の情報又は相手方より開示された秘密情報（情報等を含みますが、これに限られません）を相手方の書面による事前の承諾なくして、第三者に開示又は漏洩せず、開示目的以外に使用してはならないものとします。

第16条（解除）

1. 弊社は、契約者が次のいずれかに該当した場合、本サービスの利用契約の有効期間中といえども、何等の催告なしに直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 利用契約成立後に、第2条第2項各号に該当する事由、その他弊社が利用契約の継続を拒否すべき事由が判明したとき。
 - (2) 第6条に定める利用料金の支払いが為されないとき、又はかかる支払いに関する契約者の信用力が著しく低下したとき。
 - (3) 監督官庁により営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき。
 - (4) 振り出した手形若しくは小切手が不渡り処分を受けたとき、電子記録債権が支払不能となったとき又は支払不能若しくは支払停止の状態に至ったとき。
 - (5) 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、会社更生開始の申立ての事実が生じたとき。
 - (6) 第三者により仮差押え、仮処分、強制執行、又は公租公課の滞納処分を受ける等、資産状態が極度に悪化したとき。
 - (7) 解散、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の重要な部分を譲渡したとき。
2. 弊社は、契約者が本規約に違反したとき（前項第1号による場合を除きます）は、相当な期間を定めてかかる違反の是正を催告し、当該期間経過後なおもかかる違反が是正されない場合、利用契約を解除することができるものとします。

3. 前二項に定める解除事由が生じた場合、契約者が弊社に対して負う一切の債務（利用契約の有効期間満了日までの利用料金も含まれます）につき期限の利益を喪失し、当然に弁済期が到来したものとみなします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、弊社に対し、利用契約締結時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを弊社に対し、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて弊社の信用を棄損し、又は弊社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本サービスの利用が反社会的勢力の活動を助長若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき弊社が利用契約を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 契約者は、本条第3項に定めるいずれかの場合に該当したときは、弊社の請求により、弊社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第18条（利用契約終了後の措置）

1. 利用契約の有効期間満了、解約、解除、又は本件サービスの中止、中断、その他何らかの事由で利用契約が終了（以下「利用契約終了」といいます）した場合、契約者は弊社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 利用契約終了時、契約者は、第6条に従い本サービスの利用料金の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した弊社に対する全ての債務を、弊社の指示する方法で弁済するものとします。
3. 契約者は、利用契約終了後に本サービスを利用（以下「不正利用」といいます）してはならないものとします。

4. 前項にも拘らず、契約者が不正利用した場合、弊社は契約者に対し、当該不正利用に応じた対価及び損害賠償を請求できるものとします。
5. 利用契約終了後においても、本条、第8条、第10条、第11条、第13条、第15条、第19条及び第20条の定めは効力を有するものとします。

第19条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第20条（協議・解決）

1. 本規約の規定の解釈、又は本規約に規定なき事項について契約者と弊社との間に紛争又は疑義を生じた場合、その都度両者誠意をもって協議解決するものとします。
2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則：この規約は2018年3月27日から実施します。

2018年10月29日 一部改訂